

第3章 計画の体系と内容

平成14年(2002年)に策定した「山梨県男女共同参画計画(ヒューマンプラン)(第1次計画)」以来、男女共同参画社会を実現するための基本目標を、「個人」、「地域社会」、「職場」という県民の日常生活の各場面、「女性特有の人権・健康への配慮」「国際」等の観点から5つ掲げ、その下に計画期間中の重点目標と施策の方向を示してきました。

本計画においても、これまでの考え方を基本的に踏襲します。

1 課題への対応と特に重視する視点の考慮

(1) 課題への対応

固定的性別役割分担意識の解消とこれに基づく社会慣行の見直し及び社会のあらゆる分野での男女共同参画の着実な推進という課題に対し、次のように対応します。

① 一層の意識啓発と実践活動への移行の推進

県民・企業に対する一層の意識啓発と身近なところからの実践活動への取り組みの支援を各分野における施策の中心に据えます。

② 成果目標の設定

本計画を実効性あるアクションプランとするため、原則、重点目標の中の施策の方向ごとに成果目標を設定し、事業の進捗状況や成果の達成状況を把握・管理します。

③ 推進体制の強化

地域・職場など身近なところからの実践活動が進むよう、市町村や企業等との連携や支援体制を充実するとともに、地域における拠点としての男女共同参画推進センターの機能を強化します。

(2) 特に重視する視点の考慮

第2次計画策定後の社会環境の変化、国の第3次男女共同参画基本計画を勘案し、設定した6つの特に重視する視点については次のとおり取り扱うこととします。

① 女性の社会への参画促進

女性の参画はさまざまな分野にまたがることから、該当する分野において積極的に対応することとします。

② 男性・子どもにとっての男女共同参画の推進

新たに重点目標に位置付け積極的に対応することとします。

③ 生活上の困難におかれている人々への支援

現行の第2次計画に掲げている重点目標「高齢者・障害者が安心して暮らせる環境整備」に、外国人やひとり親家庭等への支援を追加し、積極的に対応することとします。

④ 地域社会の活性化と男女共同参画の推進

現行の第2次計画に掲げている重点目標「地域社会への男女共同参画の促進」に、地域における実践活動の促進・支援を追加し、積極的に対応することとします。

- ⑤ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
引き続き重点目標に位置付けるとともに、対象を子育て期の男女からすべての県民に拡大し積極的に対応することとします。
- ⑥ 女性に対するあらゆる暴力の根絶
引き続き重点目標に位置付け、積極的に対応することとします。

2

基本目標と重点目標

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会を形成するための意識改革

- 男女共同参画社会を実現するため、法律や制度の整備のほか、さまざまな啓発活動が進められ、県民の理解や男女共同参画社会づくりに取り組む人材の育成も進んできました。しかし、個人の意識や行動の中には、性別による役割分担意識が依然として根強く残り、社会制度や慣行などに男女間の不平等を感じる人も多いことから、男女が社会のあらゆる分野で対等な構成員として、その個性と能力を十分に発揮する社会づくりが重要であるということへの意識改革は、継続的に進めていく必要があります。
- 引き続き、家庭、学校、職場、地域において、社会制度や慣行などの背景にある固定的な性別役割分担意識の解消や、男女共同参画社会への理解を促進するための啓発や教育を充実させる必要があります。またメディアにおける情報発信は、社会に大きな影響を与えるため、表現の自由を尊重しつつ、人権に配慮した情報発信を働きかけます。
- 男女共同参画社会を実現するためには、男女がともに自立して個性と能力を発揮し、社会形成に参画する必要がありますが、その基礎となるのが教育・学習です。人格形成が始まる幼少期から男女の平等感や人権意識を育て、一人ひとりが男女共同参画への正しい理解と他人への思いやりの心と自立の意識を育てていくとともに、自分の生き方について、多様な選択を可能とする教育、学習機会を生涯にわたって確保していくことが重要です。
- 以上のことから、基本目標Ⅰの重点目標を次のとおり設定します。



重点目標1 男女共同参画の視点に立った社会慣行の見直しと意識改革

重点目標2 男女共同参画を推進し、多様な選択を可能とする教育・学習の充実

基本目標Ⅱ 男女共同参画による豊かな地域社会づくり

- 地域は、家庭とともに最も身近な暮らしの場であり、そこでの男女共同参画の推進は、男女共同参画社会の実現にとって非常に重要です。現在、地域においては、高齢化や過疎化の進行、人間関係の希薄化や単身世帯の増加などさまざまな変化が生じており、男女がともに役割を担わないと立ち行かない状況になってきています。このような中で活力ある豊かな地域社会づくりを進めていくためには、地域における男女共同参画が不可欠です。
- 男女が意思決定過程に積極的に参画することで、多様な意思が公平、公正に反映され、均等に利益を受けられるよう、引き続き、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大を促進し、男女を問わず個性を生かし、政治、経済、社会等あらゆる分野において活躍できる機会が確保される必要があります。

- 特定の性や年齢層で担われている分野への男女双方の参画（自治会活動、地域おこし、まちづくり、観光、消防団等防災分野への女性の参画、子育て支援活動への男性の参画等）を促進するためには、地域活動へ取り組むための支援を行うことが必要です。
- 男女共同参画社会は多様な生き方が尊重され、すべての人が家庭、地域、職場などあらゆる場面で活躍できる社会であり、男性にとっても暮らしやすい社会であることから、男性への積極的な働きかけが重要です。また次代を担う子どもたちが、将来を見通した自己形成を図りながら健やかに育っていくための取り組みも重要です。
- 地域の中には、年齢、国籍、性別、障害の状態、雇用形態、家族形態等によりさまざまな困難に直面している人々がいます。どのような立場であっても、人権が尊重され誰もがいきいきと安心して暮らせる環境づくりが必要です。
- 県内には農山村が多くありますが、農山村地域には伝統的な慣習、文化、固定的な性別役割分担意識等が残されています。男女共同参画社会の実現のためには、こうした農山村地域の特性に配慮した取り組みが必要です。



- 以上のことから、基本目標Ⅱの重点目標を次のとおり設定します。

重点目標 1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

重点目標 2 地域社会への男女共同参画の促進

重点目標 3 男性、子どもにとっての男女共同参画の推進

重点目標 4 多様な人々が安心して暮らせる環境整備

重点目標 5 活力ある農山村の実現に向けた男女共同参画の推進

基本目標Ⅲ 男女がいきいきと働くことができる環境づくり

- 就業は生活の経済的基盤であり、また、働くことは自己実現にもつながります。働きたい人が性別に関わりなくその能力を十分に発揮することができる社会づくりは、経済社会の活性化の観点からも特に重要です。
- 依然として雇用の場においては、男女間の雇用機会の不平等感や賃金格差が解消されていないため、今後も男女間の不均等な処遇の解消や雇用の安定等について、取り組んでいく必要があります。
- 少子高齢化の進展に伴い生産年齢人口が減少傾向にある中、女性が意欲と能力を生かして就業することは、経済社会の活性化にとって不可欠であり、持続可能な発展に大きく貢献することから、女性のチャレンジや活躍を支援していく必要があります。
- 少子高齢化、雇用環境の変化等が進展する中、長時間労働等を前提とした従来の働き方を見直して仕事と生活の調和を実現することは、女性の「M字カーブ」の解消等に不可欠であるとともに、男性にとっても女性にとっても有意義なことであり、健康の維持、趣味・学習等の自己実現、育児・介護等、本人や家族が安心して暮らし、それぞれが責任を果たしていく上でも重要です。

- 以上のことから、基本目標Ⅲの重点目標を次のとおり設定します。

重点目標 1 働く場における男女の均等な機会と待遇の確保

重点目標 2 女性の就労の場における活躍への支援

重点目標 3 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

基本目標Ⅳ 女性の人権と健康に配慮した社会づくり

- 男女共同参画社会の実現のためには、性別や年齢などにかかわらず、一人ひとりの人権が尊重されることが何よりも重要です。中でも女性に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、その根絶、未然防止、被害者の保護・支援等に取り組む必要があります。
- 男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の実現に当たっての前提となるものです。特に、女性は妊娠や出産をする可能性もあるなど、生涯を通じて男性とは異なる健康上の特性があることから、ライフサイクルに合わせた心と体の健康づくりを支援する必要があります。



- 以上のことから、基本目標Ⅳの重点目標を次のとおり設定します。

重点目標 1 女性に対するあらゆる暴力の根絶

重点目標 2 生涯を通じた女性の健康支援

基本目標Ⅴ 国際社会を視野に入れた男女共同参画の促進

- 国際社会では、国連を中心に女性の地位向上に係る世界的な取り組みが進んでおり、女性の問題は国際的にも共通の課題であるという認識が深くなっています。男女共同参画社会の実現のためには、国際規範の遵守や海外の取り組みの評価、導入など、世界の中における日本という意識を持つことが必要であり、国際社会を視野に入れた取り組みが重要です。
- 地域社会においては、さまざまな場を通じた意識啓発により、外国人住民と日本人住民が異文化理解を深め、共生の地域づくりを進める取り組みが求められています。
- これらの取り組みの多くは国等において推進されるものですが、本県においても国等の動向を注視するとともに、可能な限り積極的に取り組んでいく必要があります。

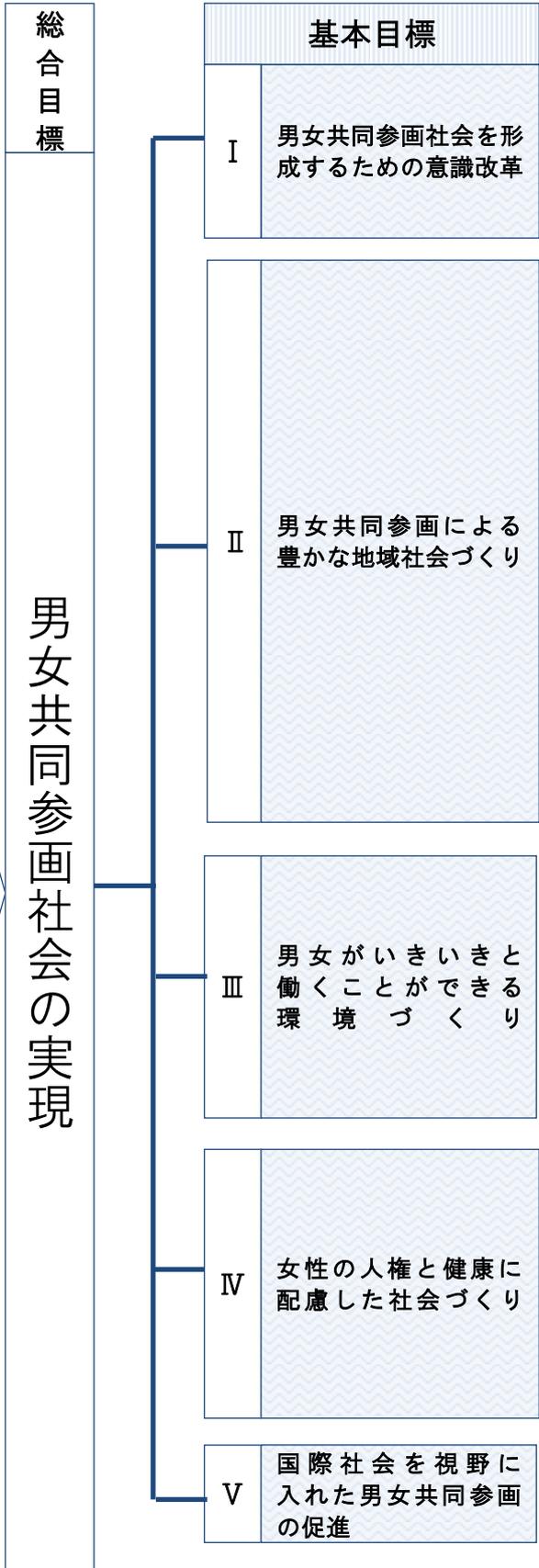
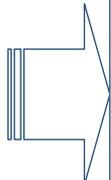
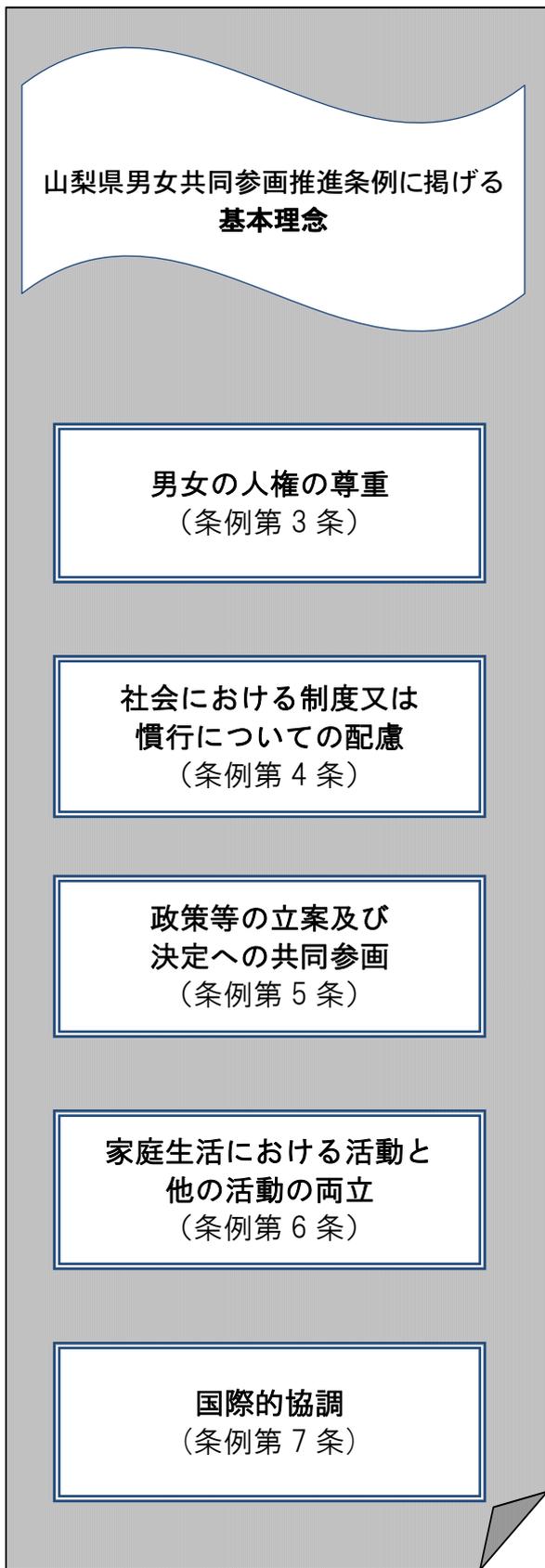


- 以上のことから、基本目標Ⅴの重点目標を次のとおり設定します。

重点目標 1 多様な文化の尊重と理解の促進

3

計画の体系



重点目標		施策の方向	
1	男女共同参画の視点に立った 社会慣行の見直しと意識改革	(1) 男女共同参画の視点に立った社会慣行の見直しと意識の改革 (2) 男女共同参画に関する情報の収集や提供 (3) メディアにおける男女共同参画の推進	P19- P20
2	男女共同参画を推進し、 多様な選択を可能とする 教育・学習の充実	(1) 学校における男女平等を推進する教育と学習の充実 (2) 社会教育等における男女共同参画の推進 (3) 生涯にわたる学習活動の推進 (4) エンパワーメントのための学習支援及び女性のチャレンジ支援	P21- P22
1	政策・方針決定過程への 女性の参画の拡大	(1) 県の政策・方針決定過程への女性の参画促進 (2) 市町村、企業等への取り組みの支援 (3) 女性の人材育成	P23- P24
2	地域社会への男女共同参画の促進	(1) 自治会活動等地域社会活動への男女共同参画の推進 (2) 地域おこし、まちづくり等における男女共同参画の推進 (3) 男女共同参画の視点を取り入れた防災・災害復興体制の確立 (4) 山梨県立男女共同参画推進センターの機能強化	P25- P26
3	男性、子どもにとっての 男女共同参画の推進	(1) 男性の家庭や地域への参画に向けた意識啓発、支援 (2) 事業者等に対する働きかけの推進 (3) 男性の心身の健康維持の推進 (4) 子どもにとっての男女共同参画の理解の促進 (5) 子どもが健やかに育つ生活環境の整備	P27- P28
4	多様な人々が安心して 暮らせる環境整備	(1) 高齢者の社会参画の促進 (2) 障害者の自立した生活の支援 (3) 外国人が安心して暮らすための情報提供等の充実 (4) 生活上の困難に直面する男女への支援 (5) 社会環境の整備	P29- P30
5	活力ある農山村の実現に向けた 男女共同参画の推進	(1) 農山村における意識改革と政策・方針決定過程への参画促進 (2) 農村地域の就業条件や環境整備の促進 (3) 農山村に住みやすく活動しやすい環境整備	P31- P32
1	働く場における男女の均等な 機会と待遇の確保	(1) 男女の均等な雇用機会と待遇の確保の促進 (2) 女性が能力を発揮しやすい職場環境の整備促進	P33- P34
2	女性の就労の場における 活躍への支援	(1) 女性の能力発揮促進のための支援 (2) 多様な生き方、能力を発揮するための支援	P35- P36
3	仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス)の推進	(1) 仕事と子育て・介護等家庭生活との両立に関する普及啓発の充実 (2) 仕事と生活の調和のための制度の定着 (3) 仕事と生活の調和を可能とする働きやすい環境の整備	P37- P38
1	女性に対するあらゆる暴力の根絶	(1) 女性に対するあらゆる暴力の予防と根絶のための社会づくり (2) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進 (3) 性犯罪被害者への支援と潜在化の防止 (4) 売買春への対策の推進 (5) 人身取引への対策の推進 (6) セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進 (7) ストーカー行為等への対策の推進	P39- P40
2	生涯を通じた女性の健康支援	(1) 生涯を通じた健康の保持増進 (2) 妊娠・出産等における女性の健康支援 (3) 生涯を通じた健康づくりの情報や学習機会の提供 (4) 健康をおびやかす問題についての啓発活動の充実	P41- P42
1	多様な文化の尊重と理解の促進	(1) 国際社会における取り組み等の情報収集、提供、施策への反映 (2) あらゆるレベルでの国際交流や協力の推進	P43- P44

総合的な「推進体制」の充実

4 計画の内容

基本目標

I

男女共同参画社会を形成するための意識改革

重点目標1

男女共同参画の視点に立った社会慣行の見直しと意識改革

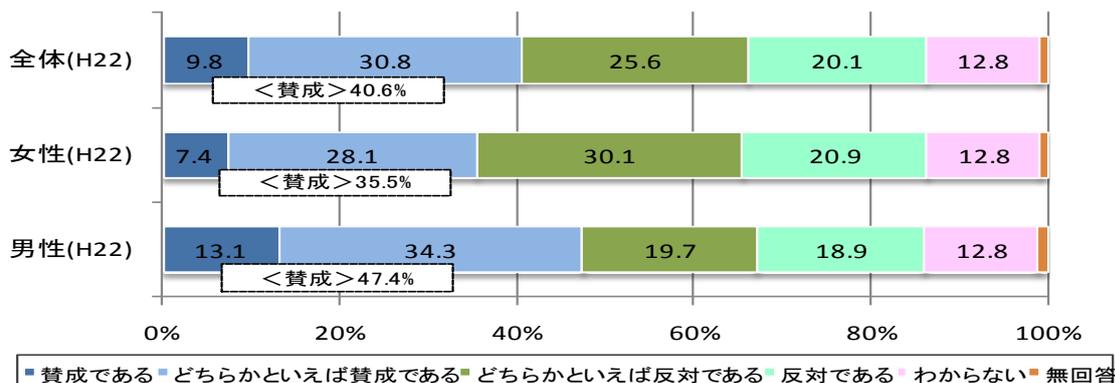
現 状 と 課 題

<現状>

- 県民意識・実態調査によると、男女の地位の平等感については、学校や家庭をはじめ、職場、地域など、さまざまな分野において、男女ともに前回調査に比べ、「平等」と回答した割合が高くなっています。しかし、依然として学校生活以外は男性優遇の割合が高く、男女の地位に不平等を感じています。
- 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」に代表される固定的性別役割分担意識は依然として根強く残っており、特に男性は、この考え方に賛成と考えている割合が高く、意識改革はそれほど進んでいない状況にあります。

<課題>

- 県民一人ひとりが、家庭、地域、職場等の身近にある、性別による役割分担という固定観念にとらわれた社会慣行や表現を意識し、男女共同参画の視点に立ってこのことを見直していくことにより、男女平等意識をさらに浸透させていく必要があります。
- 男女共同参画に関する施策をより効果的に実施するためには、男女共同参画に関わる調査研究、情報の収集を行い、広報・啓発に努める必要があります。
- メディアから大量に発信される情報は、多様であらゆる世代に影響を与えるため、メディアに対して、人権を尊重した表現を行うよう働きかけることが必要です。また、情報の受け手に対しても、膨大な情報を自ら主体的に選択し、読み解き活用する能力を向上させるよう取り組む必要があります。



第3-1図

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考えについて

(資料：県民生活・男女参画課「平成22年度男女共同参画に関する県民意識・実態調査」)

施策の方向



(1) 男女共同参画の視点に立った社会慣行の見直しと意識の改革

- ① 家庭、地域や職場における性別役割分担意識に基づく固定観念にとらわれた慣行が、男女共同参画の視点に立って見直され、誰もが多様な生き方を選択でき、個性・能力を発揮できるよう講座の実施や、わかりやすい啓発資料の作成を行います。
- ② 「山梨県男女共同参画推進条例」に定めた「男女共同参画推進月間（6月）」において、全県的な啓発事業や男女共同参画事業者等表彰を実施し、県民の意識を高めます。
- ③ 県民が男女共同参画社会の理念や「社会的・文化的に形成された性別（ジェンダー）」の視点の定義について正しい理解を深めるよう、年齢や世代間によって異なるニーズにも配慮しながら、さまざまな機会や媒体を活用して、わかりやすい意識啓発や情報提供を行います。
- ④ 県民が、人権尊重の理念に対する理解を深め、正確な知識を得られるように、関係機関と連携し、人権擁護や救済に関する制度についての理解促進や相談体制の周知を図っていきます。

(2) 男女共同参画に関する情報の収集や提供

- ① 県民の男女共同参画に関する実態や意識等について調査し、男女別データを把握し、その成果を啓発事業等に反映します。
- ② 男女共同参画に関する施策の実施状況や統計資料等を取りまとめ、啓発資料やインターネット等を活用して提供します。
- ③ 県の広報、出版物における表現が、性別に基づく固定観念にとらわれることのないよう職員への啓発を図るとともに、男女共同参画の視点に立った表現の普及を図ります。

(3) メディアにおける男女共同参画の推進

- ① 青少年の健全な育成を阻害する性描写や暴力、残虐表現等有害な情報の閲覧を防ぐため、関係機関や団体との連携のもと、携帯電話やインターネット等新たなメディアについて、環境の整備を図るとともに、地域において有害環境から青少年を保護する施策を推進します。
- ② インターネット等を含むメディアからの情報をそのまま受け入れるのではなく、主体的に読み解いて自己発信する能力（メディア・リテラシー）を向上させるための教育や啓発を充実させます。

成果目標

項目	現状 (H22)	成果目標 (H28)
「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考えに反対する人の割合を、賛成する人の割合より高める	5.1ポイント	10.0ポイント
「男女共同参画社会」という用語の周知度	72.4%	100%

重点目標2

男女共同参画を推進し、多様な選択を可能とする教育・学習の充実

現状と課題

<現状>

○ 県民意識・実態調査によると、「男女が平等であると感じている」人の割合は、学校生活においては、職場や家庭、地域の場合などの他の項目と比較して高いという結果になっています。また、山梨県が行う行政施策に対しては、「男女が互いに人として尊重する学校教育の充実」、「女性が再就職するための研修等の充実」を重要であると考えている人が多い結果となっています。

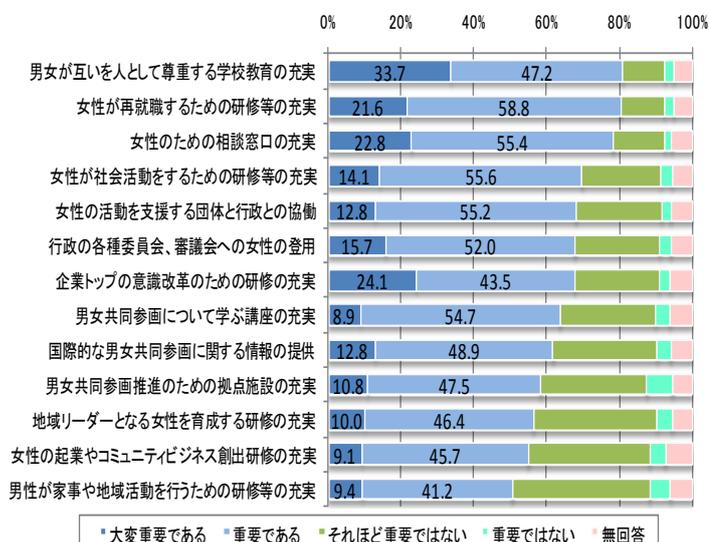
<課題>

○ 学校では、男女が平等で、相互に協力する社会づくりに向けて、男女平等意識を高める大きな役割を担っています。学校教育全体を通じて、人権の尊重、男女平等、男女の相互理解と協力の重要性についての指導を引き続き充実させるとともに、個々の個性や能力を尊重した教育を進める必要があります。

○ 家庭における親のしつけや教育に対する姿勢、生活習慣等は子どもの心や行動に大きな影響を与えます。家族一人ひとりが、家事や子育てなどをともに担うものであるという認識に立った家庭教育が大切です。また、学校が家庭や地域社会と連携し、学校での学習活動、安心・安全確保、環境整備などについて、地域社会全体で支えていくことも必要です。

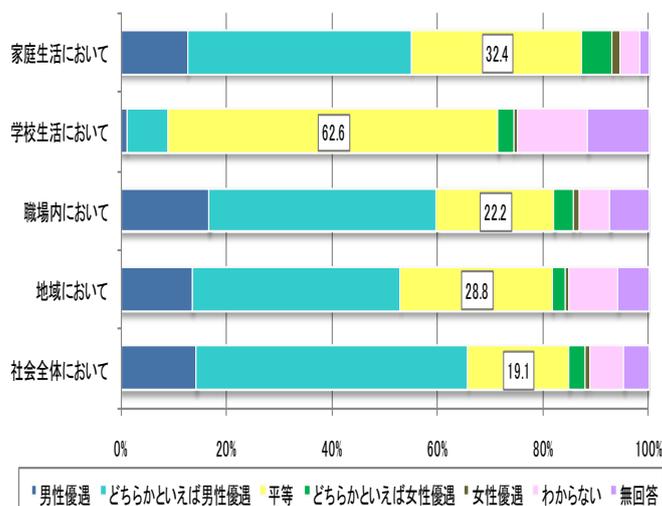
○ 地域においても生涯学習や社会教育を通じて、すべての年代の男女が、個性と能力を発揮し社会のあらゆる分野に参画していくためには、民間団体等と連携しながら、生涯にわたる教育及び学習機会を充実していく必要があります。

○ 子育て、介護等により仕事を一時的に中断した人に対する就業の支援の充実や、起業したい、キャリアアップしたい、ボランティアやNPO活動に貢献したいなど、さまざまな分野へのチャレンジを志す女性に対する支援が必要です。



第3-2図 男女共同参画社会を実現するために県が行う施策の重要度

(資料：県民生活・男女参画課「平成22年度男女共同参画に関する県民意識・実態調査」)



第3-3図 男女の地位は平等になっていると思うか

(資料：県民生活・男女参画課「平成22年度男女共同参画に関する県民意識・実態調査」)

施策の方向



(1) 学校における男女平等を推進する教育と学習の充実

- ① 学校教育全体を通して、学習内容や学校運営が男女の役割を固定的に考えることのないよう、人権の尊重と男女の平等を基礎とした指導の充実を図ります。また、性別にとらわれることなく、一人ひとりの個性や能力に応じて、主体的に進路選択ができるよう、学校段階から教育と学習の充実を図ります。
- ② 学校における男女共同参画に係る教育の内容を充実するため、教育関係者に対して研修の実施や啓発資料の提供を行います。
- ③ 理工系分野への人材育成のため、大学や企業との連携により、性別にとらわれることなく科学技術への意識の高揚を図ります。

(2) 社会教育等における男女共同参画の推進

- ① 社会教育における男女共同参画についての学習機会や内容を充実します。
- ② 子育て中の親やこれから親になる人たちを対象とした子育て支援講座や、子育てに対する相談体制の充実を図り、男女共同参画の視点に立った家庭教育を推進します。
- ③ 学校における学習活動、安心・安全確保や環境整備などについて、保護者や地域住民が協力や支援を行える体制を整えます。
- ④ 学校、家庭、地域社会が連携して、地域住民や子どもたちに学校施設を開放し、地域コミュニティの拠点として学習機会を提供できるよう、学校施設の整備や活用の促進を図ります。

(3) 生涯にわたる学習活動の推進

- ① 誰もが、個性と能力を発揮し、社会のあらゆる分野に参画していけるよう、生涯を見通した長期的な視点で主体的に生き方を選択する学習活動を支援します。
- ② インターネットなど各種のメディアを活用し、広く県民に、男女平等を進めるための生涯学習に関する情報を提供します。
- ③ 大学などの高等教育機関が持つ人的・知的資源や学術研究成果等を活用し、生涯の学習の機会の充実を図ります。

(4) エンパワーメントのための学習支援及び女性のチャレンジ支援

- ① 女性のエンパワーメント¹のための教育・学習活動を充実し、女性があらゆる分野で活躍できるよう支援します。
- ② 女性のチャレンジに必要な情報や、学習機会の提供等により、女性の能力発揮に向けて支援を行います。

成果目標

項目	現 状 (H22)	成果目標 (H28)
就業体験・医療体験・福祉体験等を実施している高校生の割合	40.0%	45.0%(H26)
さまざまな知識や技能を持つ地域住民が学校や家庭、地域に貢献できるための仕組みづくりに取り組んだ市町村の割合	96.3%	100%
キャンパスネットやまなし入学者数	4,356 人	6,000 人
やまなし女性の応援サイトへのアクセス数	709,537 件	1,320,000 件

¹ エンパワーメント

力をつけること。個々の女性が自らの意識と能力を高め、政治的、経済的、社会的及び文化的に力を持った存在になること。

基本目標

II

男女共同参画による豊かな地域社会づくり

重点目標1

政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

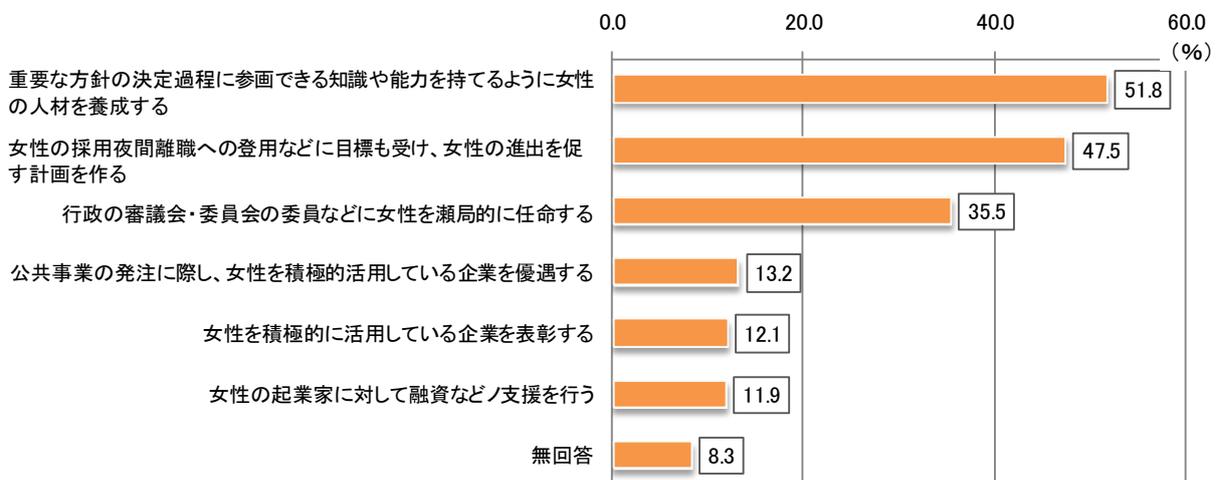
現状と課題

<現状>

- 本県の審議会等委員への女性の登用率は、平成23年3月に37.4%と全国平均を上回っているものの、地方公共団体、企業、地域などのさまざまな社会的組織における女性の管理職や自治会長等への登用については、全国平均を下回っています。
- 県民意識・実態調査によると、女性の活躍を促進するための行政や企業のあり方として、「重要な方針の決定過程に参画できる知識や能力を持てるように女性の人材を養成する」、「女性の採用や管理職への登用などに目標を設け、女性の進出を促す計画を作る」、「行政の審議会・委員会の委員などに女性を積極的に任命する」ことが重要であると答えた人の割合が高くなっています。

<課題>

- 県では率先して女性の参画を促進するため、庁内での職員への男女共同参画の意識啓発や、将来像やキャリア形成に応じたモデル提示等の情報提供により、女性自身の意識や行動の改革を進めていくことが重要です。
- 男女共同参画の拡大に向けた取り組みを促進するため、積極的な取り組みを行っている市町村や企業を調査し、具体的な数値や事例等の情報を広く提供していく必要があります。
- 政策・方針決定過程への女性の参画率を上げていくためには、男女共同参画の推進を担う指導力や行動力等を備えた人材の育成が重要です。



第3-4図 女性の活躍を促進するための行政や企業のあり方

(資料: 県民生活・男女参画課「平成22年度男女共同参画に関する県民意識・実態調査」)

施策の方向



(1) 県の政策・方針決定過程への女性の参画促進

- ① 県の施策等に女性の意見を反映させるため、審議会等の委員に女性を積極的に登用します。
- ② 女性職員の能力開発を計画的に進める中で、積極的に管理職への登用を図ります。
- ③ 公立学校において、女性教員の管理職への登用に努めます。
- ④ 女性職員のさまざまな働き方やキャリア形成に応じたロールモデル²を発掘し、活躍事例や人材情報の収集及び提供に努めます。
- ⑤ 子育て関連の各種制度の周知や業務の見直しによる効率化の推進などにより、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現しやすい職場環境の整備を進めます。
- ⑥ 職員の男女共同参画に対する理解を深め、女性の参画を促進するための研修などを行い、女性職員がさらに活躍できる職場環境づくりを推進していきます。

(2) 市町村、企業等への取り組みの支援

- ① 市町村における、男女共同参画計画の策定を促進します。
- ② 市町村に対し、審議会委員等に女性を積極的に登用するよう助言するとともに、必要な情報提供を行います。
- ③ 各市町村が行っている女性の参画に関する施策や取り組みについて定期的に調査し、その結果を公表するとともに、先進的な取り組み事案について市町村へ情報提供します。
- ④ 男女共同参画に関する取り組みが積極的な企業等を顕彰する制度等を活用し、男女共同参画社会の実現に向けた気運を高めていきます。
- ⑤ 企業等において活躍する女性を、情報誌や県のホームページで紹介するとともに、活躍事例などを広く情報提供します。
- ⑥ 企業等における女性の管理職や役員等の登用を促進するため、企業の管理職等への研修を行います。

(3) 女性の人材育成

- ① 政治、経済の分野で政策・方針決定過程に参画できる女性の人材を育成します。
- ② 女性の審議会委員等への登用促進を図るため、指導力や行動力等を備えた人材を育成します。
- ③ 県内で活躍している人材について、女性の応援サイト等で広く周知を図るとともに、市町村や関係団体等に継続的に情報提供します。

成果目標

項目	現状 (H22)	成果目標 (H28)
県の審議会等委員への女性の登用率	37.4%	40.0%
管理的職業従事者に占める女性の割合	11.0%(H17)	20.0%
男女共同参画宣言市町村数	2市町村	5市町村
市町村男女共同参画計画策定率	85.2%	100%
人材育成講座の実施回数	5回	25回 (H24-H28)

² ロールモデル

将来像を描いたり、自分のキャリア形成を考える際に参考にする役割モデルのこと。

重点目標2

地域社会への男女共同参画の促進

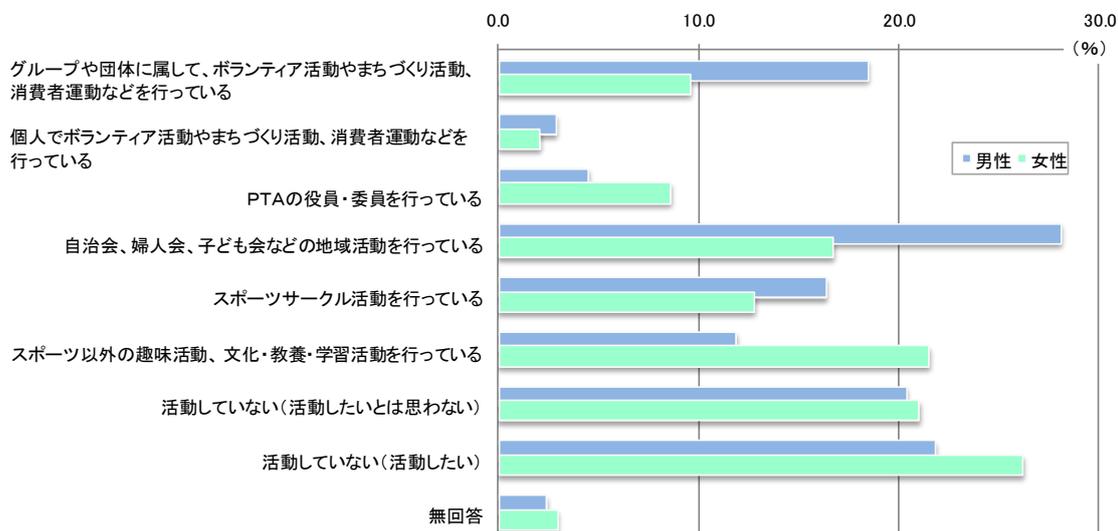
現 状 と 課 題

<現状>

- 県民意識・実態調査によると、自治会等の地域活動への参加はほとんどが男性であり、地域活動における役職に女性の就任が少ないことから、女性の視点による意見が反映されていない状況にあります。

<課題>

- 地域の抱える課題や価値観が多様化し、生活に対する個人のニーズが変化する中で、活力ある豊かな地域を築いていくためには、男女共同参画の重要性を浸透させ、自治会などの地域活動への女性のリーダーの登用等を進めるとともに、男女がともに活動に参加し、NPO、企業、大学、行政等の多様な主体と協働・連携し、知恵を持ち寄り、自発的・主体的に活動していくことが求められています。
- 地域の文化や産業を男女共同参画の視点で見直し、男女がともに多様な視点を持って地域おこし、まちづくりなどの実践活動を行うことにより、人々との交流が深まるとともに、地域経済の活性化につながっていくことが期待されています。
- 大震災を経験し、災害対策が見直されている中で、災害時における身近でさまざまな生活上の課題を解決していくためには、男女共同参画の視点を取り入れた地域組織単位での活動が重要となります。過去の災害発生時の経験では、特に、不便な生活環境の中で、家事や育児などの家庭的な責任が女性に集中したという問題が明らかになっています。被災時の男女共同参画の視点を取り入れた防災・災害復興体制の確立が急務となっています。
- 本県には、男女共同参画推進センターが中北・峡東、峡南、富士・東部地域ごとに3館設けられています。男女共同参画社会の実現に向け、今後は各センターがそれぞれの地域における活動の拠点施設としての機能を一層発揮することが望まれています。地域における具体的な課題の解決に向けた研修や講座の開催により、地域での実践的な活動につなげていくとともに、市町村、関係機関、女性団体、NPO等の各種団体などのネットワークづくりを支援していく必要があります。



第3-5図 家庭の外で(仕事以外に)何か活動しているか

(資料: 県民生活・男女参画課「平成22年度男女共同参画に関する県民意識・実態調査」)

施策の方向



(1) 自治会活動等の地域社会活動への男女共同参画の推進

- ① 自治会等の地域活動の運営等に女性が積極的に参画し、男女共同参画による自主的な地域づくりを行っている事例を調査し、先進的な事例を広く周知します。
- ② 男性の仕事中心のライフスタイルを見直し、男女がともに地域活動や家庭生活に参画できるよう支援します。
- ③ ボランティアやNPO活動に男女がともに参画できるよう情報提供等を行い、自主的な活動への参画を図ります。

(2) 地域おこし、まちづくり等における男女共同参画の推進

- ① 地域おこし、まちづくり、観光分野などに女性が参画した事例などの情報収集、提供を通して、それらの分野への女性の参画を促進します。
- ② 商工団体の女性グループが行う地域活性化や能力開発への取り組みを支援します。
- ③ 男女共同参画の視点を持って、地域づくりを進める人材の活用を図ります。
- ④ 環境保全等に関する女性の関心や経験を活かし、消費者団体等と協働することにより、県民等の自発的な環境保全活動を推進していきます。
- ⑤ 食文化の継承や地域おこしの活動に、男女ともに参画できるように支援します。

(3) 男女共同参画の視点を取り入れた防災・災害復興体制の確立

- ① 防災・災害復興に関する施策・方針決定過程への女性の参画を促進します。
- ② 災害時の避難所の運営等、防災・災害復興のさまざまな場面において男女双方の視点に配慮した防災体制を進めます。
- ③ 日頃からの固定的性別役割分担意識の解消に努めるとともに、あらゆる世代にむけて男女共同参画の視点を取り入れた防災意識を身につけるための学習機会を提供します。
- ④ 災害時等における女性の悩みに対する相談体制を整え、相談機関の周知に努めます。

(4) 山梨県立男女共同参画推進センターの機能強化

- ① 運営協議会やサポーターの意見、アンケート調査等に基づき、時代の変化や地域のニーズを反映した運営を行います。
- ② 市町村、関係機関や地域で活動する団体などと連携・協働して行う研修や講座などの開催を通じて、地域におけるさまざまな課題の解決に向けた実践的な活動やネットワークづくりを支援します。
- ③ 地域における課題解決や実践的活動の事例など、男女共同参画の推進に関する調査・研究、情報の収集・提供や普及啓発、交流促進、相談などの事業を充実させます。
- ④ 地域で活動する人材の発掘と育成を行い、人材に関する情報の整備と人材活用を進めます。

成果目標

項目	現 状 (H22)	成果目標 (H28)
自治会長に占める女性の割合	1.6%	5.0%
地域防災リーダー養成講座受講者に占める女性の割合	0.7%	30.0%
男女共同参画推進センターが新たにに取り組む地域課題解決事業数	- 回	18 回 (H24-H28)
男女共同参画推進センターが新たに地域課題解決事業のために講師派遣を行う講座数	- 講座	36 講座 (H24-H28)

重点目標3

男性、子どもにとっての
男女共同参画の推進

現 状 と 課 題

<現状>

- 県民意識・実態調査によると、男性は女性に比べ、固定的性別役割分担意識が高いという結果になっています。家庭の役割分担意識については、男性の理想は「夫と妻が共同で家計を支え、共同で家事・育児を分担」と「夫は家計を支え、妻が家事・育児に専念」の割合が高いが、現実には男性も女性も「夫と妻が共同で家計を支え、主に妻が家事・育児を分担」が多いという結果であり、仕事と家庭の両面で妻に負担がかかっている結果となっています。
- また、近年子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。中でも、子どもに対する著しい人権の侵害である「児童虐待」の件数は年々増加し、子どもが健やかに育つ環境が著しく侵害されています。

<課題>

- 男女共同参画が男性にとっても有益であるということについて、男性自身や事業者への理解を促進するため、意識啓発に力を入れていくことが必要です。
- 働き方の見直しを通して男性自身の意識改革を促すため、企業の管理職をはじめ従業員を対象とした研修等を行うことが必要です。
- 生活習慣の乱れからくる生活習慣病や不規則な食生活の改善、また精神面で孤立しやすい男性に対する相談体制の情報提供を行うなど、心身ともに健康維持の支援をすることが必要です。
- 将来を担う子どもたちが、小さい頃から男女共同参画意識を身につけて行動することで、個性と能力を発揮し、将来を見通した自己形成を行い、一人ひとりの可能性を広げ充実した人生を送ることが可能となります。そのためにも、男女共同参画に関する学習、啓発、情報提供を行うことが必要です。また、子ども一人ひとりが、男女共同参画の理解を深めることは、子ども自身だけでなく、社会全体における男女共同参画の促進につながることから、子どもにとっての男女共同参画を推進する必要があります。
- 子どもたちが健やかに成長できるよう、関係機関と連携し、虐待の発生予防と早期発見・早期対応のための体制整備を進めていく必要があります。

成果目標

項 目	現 状 (H22)	成果目標 (H28)
男性の育児休業取得率(県職員)	0.6%	5.0%(H26)
産前産後における出産・育児にかかる休暇を男性職員が5日以上取得する割合(県職員)	35.2%	50.0%(H26)
父親の家庭教育参加の促進を図るため開催されるフォーラムへの参加人数	1,614 人	1,800 人
企業向けの講演会への参加者数	100 人(H23)	500 人(H24-H28)
メタボリックシンドロームの予防や改善のために適切な食事や定期的な運動を実践している人の割合	29.4%(H21)	50.0%以上(H27)
乳幼児とのふれあい体験を実施している高校の割合	83.0%	100%(H25)
子ども防犯教室の開催数	10 回	65 回(H24-H28)

施策の方向

(1) 男性の家庭や地域への参画に向けた意識啓発、支援

- ① 男性が気軽に子育てに関する相談ができるよう、相談体制の充実に努めます。
- ② 男性が家庭教育において果たす役割の重要性について意識啓発に努めるとともに、その参画を促すための講座等を開催します。
- ③ 男性に対して、子育てに関する支援制度の周知を行い、育児休業等の取得を促進していきます。
- ④ 男性の地域活動への参画を支援する、交流や研修の場などの情報提供を行うとともに、個人やグループのネットワークづくりを支援します。
- ⑤ 家庭や地域において活躍するロールモデルや活動事例を広く紹介し、男性の参画を促す意識啓発に努めます。

(2) 事業者等に対する働きかけの推進

- ① 職場優先の企業風土を変えるため、働き方の見直しを進めるなど企業における管理職や従業員への意識啓発に努めます。

(3) 男性の心身の健康維持の推進

- ① 男性に対する心身の健康維持等に関する地域の相談体制の情報などを、企業等に対して周知します。
- ② 健康維持のため望ましい食習慣が定着するよう、バランスのとれた食生活を実践するための取り組みを推進します。

(4) 子どもにとっての男女共同参画の理解の促進

- ① 子どもの頃から男女共同参画についての理解を促進し、将来を見通した自己形成ができるような啓発を行います。
- ② 人権の尊重、男女の平等や男女の相互理解と協力の重要性を学ぶための、教育の充実や教材研究の推進を図るとともに、命の大切さや自分を大切にすることについての学習機会の充実を図ります。
- ③ インターネット等の使用によって起こりうる被害を防止するために、正しい利用の普及啓発と情報を主体的に収集し判断等できる能力の育成に努めます。

(5) 子どもが健やかに育つ生活環境の整備

- ① 乳幼児の健全な育成のため、小児医療体制の充実や安心して親子が生活できる環境づくりに努めます。
- ② 学校、家庭、地域、関係機関等が連携し、地域ぐるみで子どもの安全を守る環境を整備します。
- ③ 食育の充実や健康教育への取り組みなど、子どもの成長の段階に応じた健康の管理や保持増進を推進します。
- ④ 子どもに関するあらゆる問題について、家族その他からの相談に応じ、子どもの健全な育成を支援します。
- ⑤ 児童虐待に関しては、被害児童を発見した者の児童相談所等へ通告義務について、周知徹底を図るとともに、関係機関との緊密な連携を保ちながら、早期発見・早期保護に努めます。

重点目標4

多様な人々が安心して暮らせる環境整備

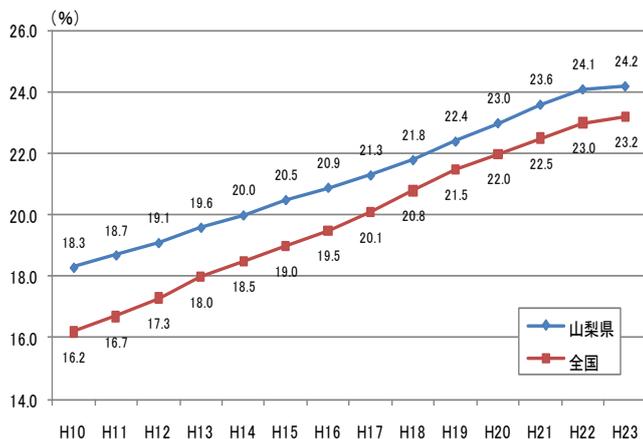
現 状 と 課 題

<現状>

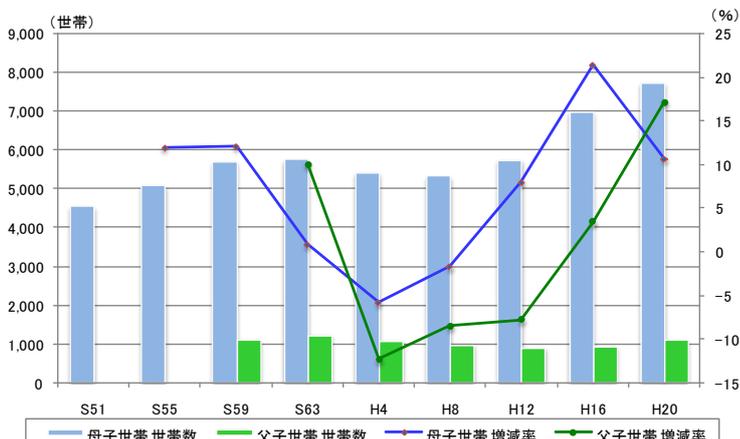
- 「高齢者福祉基礎調査」によると、本県の65歳以上の高齢者の人口は、平成23年(2011年)4月現在 211,892人で高齢化率は24.2%と全国平均(23.2%)を上回り、男女別の割合で見ると高齢者の57.5%以上は女性です。また、75歳以上の後期高齢者数は、平成18年以降、前期高齢者数を上回り、総人口に占める割合は、平成23年(2011年)4月には、12.8%に達しました。なお、本県の65歳以上の在宅ひとり暮らしの高齢者の割合は女性が71.9%と高くなっています。
- また家族のあり方も多様化し、ひとり親家庭などでは経済的に不安定な家庭も多く、平成20年に実施した「山梨県ひとり親家庭等実態調査」によると、年収300万円未満の世帯の割合は、母子世帯が81.9%、父子世帯は34.2%となっています。就業の状態も、母子世帯では「臨時・パート・その他」の割合が43.5%となっています。

<課題>

- 高齢者が地域で生きがいを持って安心して暮らせるためには、社会の担い手として活躍できるよう社会参加の機会を拡大するとともに、地域での支え合いを推進していく必要があります。
- 障害があっても、住み慣れた地域で自分らしく生きていけるような保健福祉サービスの充実や就労環境の整備に、一層取り組む必要があります。また、雇用の場の確保や自立に向けた支援など、今後も継続して取り組んでいく必要があります。
- グローバル化の進展により、国際結婚が増え、県内で生活する外国人の数も増加しています。言語の違い、文化・価値観の違いなどから、地域の中で孤立し、生活上困難な状況に陥ることのないよう支援していく必要があります。
- ひとり親家庭などでは経済的に不安定な家庭も多く、子どもへの影響も懸念されるため、相談体制の強化や自立に向けた支援などの対策を推進していく必要があります。さまざまな生活上の困難に陥ることのないよう、女性の就業継続や再就職の支援が必要です。
- 多様な人々が、安心して快適に暮らせるためには、誰もが社会のさまざまな活動に参加ができ、地域全体で支え合うシステムづくりを進める社会環境の整備が必要です。



(資料:長寿社会課「高齢者福祉基礎調査」H23)



(資料:児童家庭課「山梨県ひとり親家庭等実態調査」)

施策の方向

(1) 高齢者の社会参画の促進

- ① 高齢者が健康で生きがいをもって暮らすことができるよう、高齢者の自立を支援します。
- ② 男女共同参画の視点から、高齢者の社会参画等や能力開発等の学習を促進するための機会の充実や高齢者の能力の活用を図ります。

(2) 障害者の自立した生活の支援

- ① 障害者が住みなれた地域で暮らし、社会参加ができるよう支援します。
- ② 障害の態様に応じた障害者の職業訓練を実施します。

(3) 外国人が安心して暮らすための情報提供等の充実

- ① 外国人住民への生活情報等の提供や相談事業を実施し、生活面での支援体制整備に取り組みます。
- ② 外国人住民と日本人住民とがともに多様性を認め合い、相互理解を深め、快適な日常生活を送れるよう多文化共生社会の形成に取り組みます。
- ③ 外国人が安心して生活するため、県のホームページにおいて、多様な言語による情報提供に努めます。

(4) 生活上の困難に直面する男女への支援

- ① ひとり親家庭の自立と子育てを支援するため、就業支援や相談機能の強化、子育て・生活支援策の充実強化等を図り、安心していきいきと暮らせる環境づくりを進めます。
- ② 職業人として働くことに対する意欲・意識の向上を図るため、キャリア教育を推進します。
- ③ 子育て中の保護者の職業訓練機会を拡大し、効果的な就業促進、職業能力開発のための就業訓練機会の創出などを推進します。

(5) 社会環境の整備

- ① 多様な人々が快適に暮らせるまちづくりを進めるため、ユニバーサルデザイン³の普及を行います。
- ② 高齢者、障害者等が、安全で快適に生活できるよう、多くの人々が利用する施設等におけるバリアフリー化など、人にやさしいまちづくりを推進します。

成果目標

項目	現 状 (H22)	成果目標 (H28)
いきいき山梨ねんりんピックへの参加者数	5,000 人	5,000 人(H26)
障害者訓練修了者の就職率	49.4%	60.0%(H27)
母子家庭の母等の訓練修了者の就職率	77.8%	85.0%(H27)
「ユニバーサルデザイン」という言葉の認知度	64.0%	70.0%

³ ユニバーサルデザイン

年齢、性別、国籍、障害の有無等に問わず多様な人々が利用しやすいという都市や生活環境をデザインする考えのこと

重点目標5 活力ある農山村の実現に向けた 男女共同参画の推進

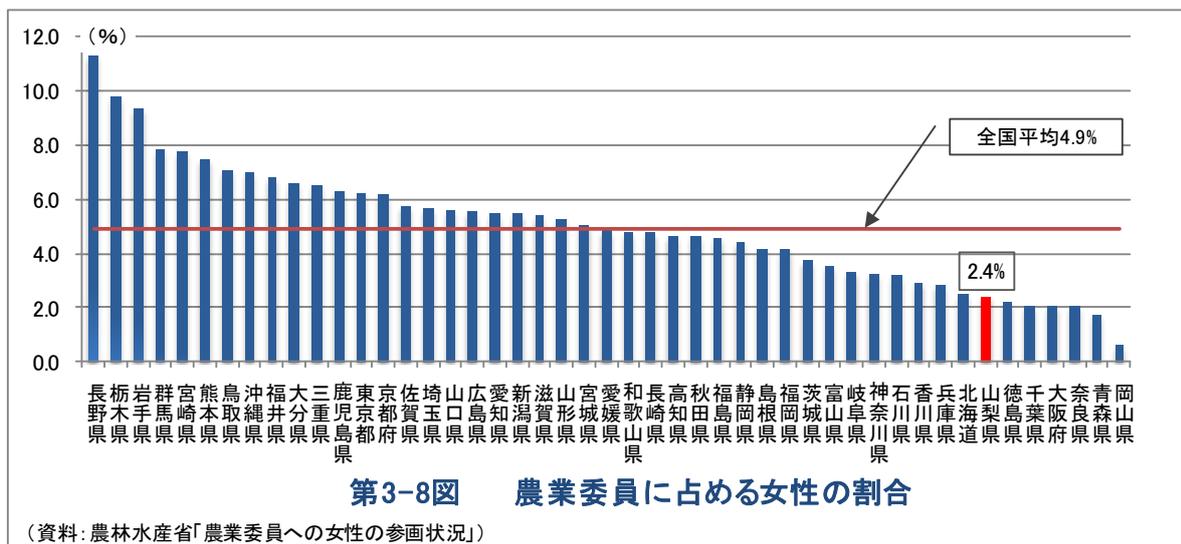
現 状 と 課 題

<現状>

- 農業に従事している女性は、生産活動や経営の担い手であり、女性が持つ地域のネットワークを活かし、地域活性化のために大きく貢献しているにもかかわらず、その貢献に対する正当な評価がなされず、経営や政策・方針決定過程への参画が進んでいない状況にあります。

<課題>

- 家族経営協定、認定農業者の夫婦共同申請など、女性の役割が正當に評価され、対等なパートナーとして経営やそれに関連する活動に参画できるよう、今後も農業者に対して、研修等の機会を活用し、正確な情報伝達や啓発の取り組みを行っていく必要があります。
- 農業の6次産業化が注目される中、地域の女性が加工品開発などによる6次産業化を目指した起業活動を行うことは、農村の地域資源を再発見する機会となるとともに、農山村の活性化や女性の生きがいがいづくりにつながることから、今後も積極的に支援していく必要があります。
- 農山村は他地域に比べ高齢化が進んでいることから、高齢者が健康で住みやすく豊かな生活を過ごすことができる環境づくりを支援する必要があります。



施策の方向

(1) 農山村における意識改革と政策・方針決定過程への参画促進

- ① 意欲のある女性が政策・方針決定の場に参画できるように、各種団体と連携して、女性の農業委員への登用に向けた環境づくりを推進します。
- ② 農山村に暮らす男女が、自分の生き方を自由に選択し、自分自身で設計・実現していくことができるよう、啓発活動や地域のリーダーの育成を行います。

(2) 農村地域の就業条件や環境整備の促進

- ① 女性農業者が、持てる能力を十分発揮し、農業経営に参画できるよう、家族経営協定の締結を促進します。
- ② 女性の活動分野を拡大する観点から、農山村と都市との交流ネットワークの形成を促進します。
- ③ 農産物の加工販売など、農業に従事しながら活躍の場を拡げている女性グループの起業を支援します。
- ④ 新規就農者等が経営能力や技術向上を図るための研修機会の提供を行います。

(3) 農山村の住みやすく活動しやすい環境整備

- ① 農山村の男女が高齢期を安心して迎えらるる環境づくりを支援します。
- ② 安心して快適に暮らせる農山村づくりを推進するため、集落道における歩行空間の確保、農園の整備、農業施設のバリアフリー化等を推進します。

成果目標

項目	現 状 (H22)	成果目標 (H28)
議会推薦による選任女性農業委員数	14 人	27 人
農村女性起業グループ数	43 グループ	50 グループ (H26)

基本目標

III

男女がいきいきと働くことができる環境づくり

重点目標1

働く場における男女の 均等な機会と待遇の確保

現 状 と 課 題

<現状>

- 厚生労働省の「賃金構造基本統計調査」によると、一般労働者における男女の平均所定内給与格差は長期的には縮小傾向にありますが、平成21年度の男性を100とした女性の給与額の割合は、40歳から64歳までの場合、男性の7割以下となっており、依然として格差がある状況です。
- 本県においても、保育サービス等子育て支援や再就職を希望する女性への支援など、女性の働く環境整備が積極的に進められ、女性の有業率を年齢別にみた「M字カーブ問題」は、少しずつ改善している傾向にあります。
- 県民意識・実態調査によると、職場内での性別による仕事や待遇の差については、過去の調査と比べて「平等」と感じている人が多くなりました。しかし「管理職への登用」については、男女ともに4割を超える人が「男性優遇」と感じると回答しており、男女別でみると「給与・賃金の体系」については、女性の4割が「男性優遇」と感じています。

<課題>

- 意欲と能力のある女性労働者が継続して就業するためには、雇用の分野における男女の均等な機会と待遇が実質的に確保され、女性が能力を十分に発揮され、評価される環境を整えることが重要です。
- 内閣府の調査によると、第一子出産を機に女性の約6割が退職するなど、自身では継続して就業することを望んでいるにもかかわらず、結婚、出産等のライフステージを契機に離職せざるを得ない女性も多いことから、継続就業を希望する女性が、就業を中断することがないよう、引き続き、環境を整備していく必要があります。

成果目標

項 目	現 状 (H22)	成果目標 (H28)
山梨県男女共同参画推進事業者等表彰(事業者表彰)数	11 企業 (H19-H23)	20 企業 (H24-H28)
男女いきいき・輝き宣言企業登録数	66 企業	126 企業

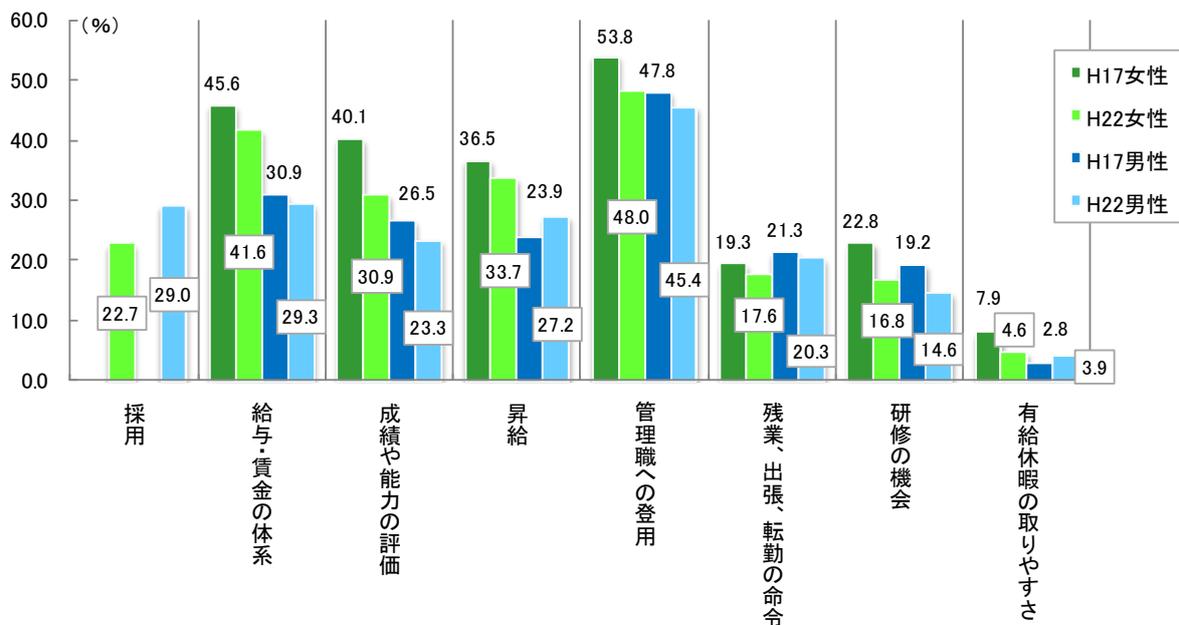
施策の方向

(1) 男女の均等な雇用機会と待遇の確保の促進

- ① 国や関係機関と連携し、県内の企業に対して、県内の労働情勢、行政施策、各種制度等の労働関係情報の提供を進めます。
- ② 女性の活用に先進的に取り組んでいる企業を広く紹介するとともに、そこで活躍する女性の事例やロールモデルなどの情報を収集し、情報提供に努めます。

(2) 女性が能力を発揮しやすい職場環境の整備促進

- ① 働きやすい職場環境を実現するため、中小企業の事業主及び勤労者からの多様な労働相談に応じます。
- ② 企業経営者や人事担当者等による意見交換会や講演会等の開催を通じ、男女共同参画に対する理解と実践を働きかけます。
- ③ 女性の能力活用に理解のある企業について広く周知を行い、男女いきいき・輝き宣言企業等の企業における男女共同参画に向けた、自主的な取り組みを促進します。
- ④ 労働者と使用者との間の労働条件やその他の労働関係に関する紛争の解決を促進し、安定した労使関係を実現するため、労働相談や話し合いによる紛争の解決援助（あっせん）を行います。
- ⑤ 結婚、妊娠、出産を理由に不利益な立場にならないように、関係機関と連携を図りながら、労働基準法や男女雇用機会均等法の母性保護と母性健康管理について、周知・啓発を進めます。



第3-9図 現在の職場における男女平等の認識
〔男性が優遇されていると感じる割合〕

(資料: 県民生活・男女参画課「男女共同参画に関する県民意識・実態調査」)

重点目標2

女性の就労の場における活躍への支援

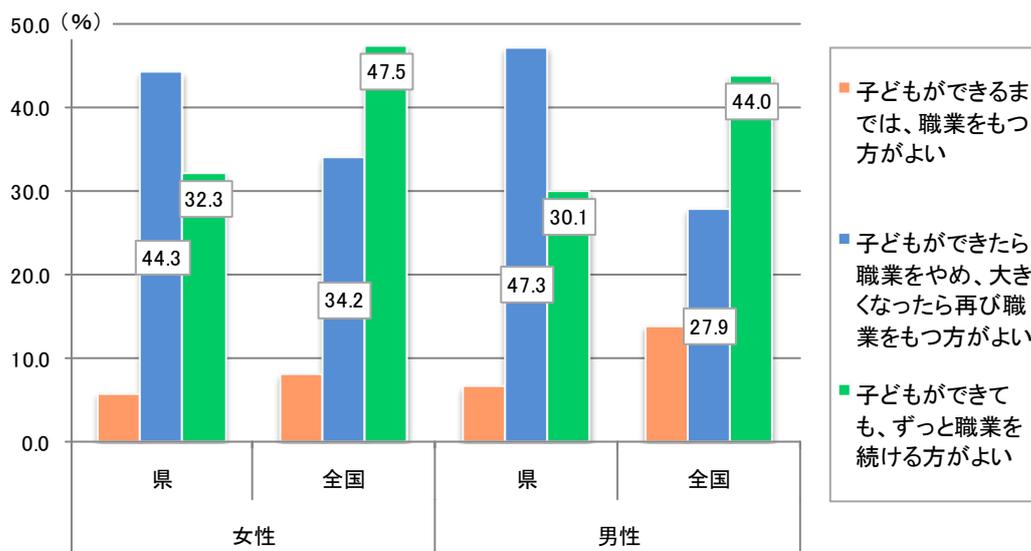
現 状 と 課 題

<現状>

- 県民意識・実態調査によると、一般的に女性が職業をもつことについて、「子どもができたら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい」と考える人の割合が最も高いという結果が出ていますが、全国では、「子どもができてもずっと職業を続ける方がよい」の割合が最も高くなっています。
- また、現在就労していない人への、「これから収入を得る仕事に就いて働きたいと思うか」という質問に対しては、半数以上の人々が就業の意思があると答えており、特に30歳代40歳代の専業主婦は、就業の意思が高いものの、就業に当たり、「年齢制限」や「仕事と家庭の両立」等に不安があると感じています。

<課題>

- 若い世代を対象とした託児付きのセミナーやキャリアカウンセリング等の、きめ細かな支援により、適切な職業選択を促すための意識啓発や能力開発を行うことが必要です。
 - 就労の形態も、短時間勤務正社員、パート労働、派遣労働、SOHO、テレワークなど多様化していますが、どのような働き方を選択するとしても、個々の能力を十分に発揮していくことができるような職業能力の向上を図る必要があります。
- 自営業の女性がいきいきと働き続けるためには、経営知識を補うための相談窓口、育児・介護サービス支援などの就業を継続するための支援が必要です。



第3-10図 女性が職業を持つことについて

(資料：県民生活・男女参画課「平成22年度男女共同参画に関する県民意識・実態調査」)

施策の方向

(1) 女性の能力発揮促進のための支援

- ① 職域の拡大や職業能力開発を希望する人のための相談体制や情報提供の充実を図ります。
- ② 在職労働者等の職業能力の開発及び向上を図るための公共職業訓練を実施します。
- ③ 女性労働者の能力発揮を促進し、その活用を図るため積極的取り組みを推進している企業・組織を表彰し、その活動について情報誌やホームページなどの媒体を通して積極的に情報提供します。

(2) 多様な生き方、能力を発揮するための支援

- ① 女性起業家及び起業を目指す女性を支援するため、講座等の開催、情報の提供、インキュベータ⁴の設置と相談体制の充実を図ります。
- ② 事業を行っている女性を支援するため、さまざまな専門家の派遣、大学等との連携支援、経営を革新するための相談体制の充実を図ります。
- ③ 中小企業者に対する制度融資の紹介と活用を促進していきます。
- ④ 商工業等の自営業に従事する女性が就業を継続できるよう、家事などの分業について、固定的性別役割分担を見直すよう、講座や情報提供を行います。
- ⑤ 出産や子育て、介護等が一段落して就職を目指す女性等を対象に、より高い資格・能力を身につけるキャリアアップのための機会や情報の提供を行うとともに、再就職のためのセミナーやカウンセリングを実施します。
- ⑥ 就業しながらキャリアアップを目指したり正規職員への転換等を促進するための技術・知識の習得を目的とした職業訓練を実施します。
- ⑦ 女性の医師・看護職員等のスムーズな職場復帰のため、院内保育所の利用を促進するなど、働きやすい職場づくりを進めます。

成果目標

項目	現 状 (H22)	成果目標 (H28)
県在職者訓練におけるオーダーメイド型訓練の実施コース数	9 件	15 件(H27)
県離転職者訓練(施設内)修了者の就職率	61.2%	80.0%(H27)

4 インキュベータ

起業しようとする人や設立して間もない新企業に国や地方自治体などが経営技術・人材などを提供し、育成すること及びその施設。

重点目標3 仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) の推進

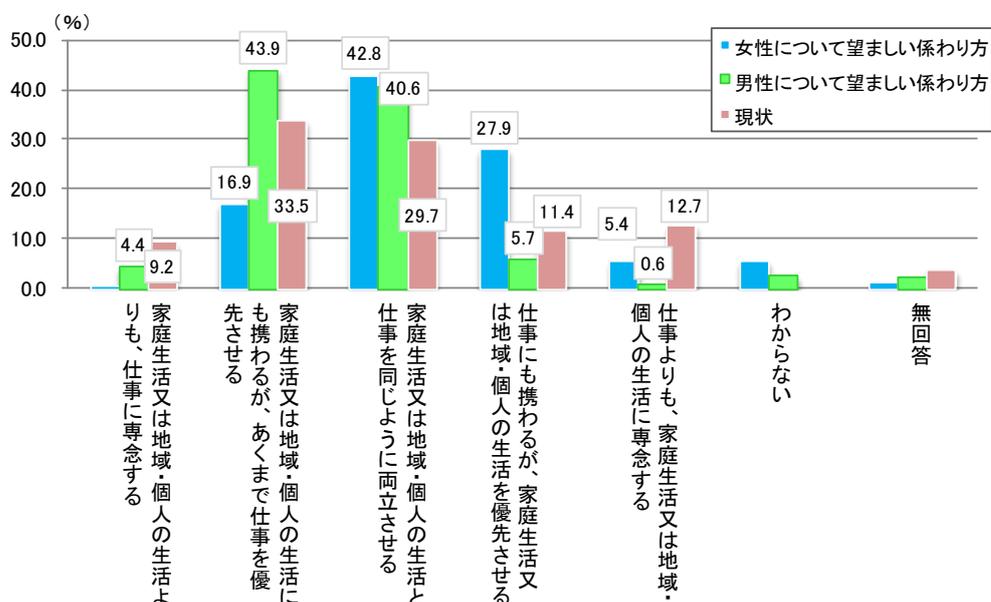
現 状 と 課 題

<現状>

- 県民意識・実態調査によると、「仕事との関係において、家庭生活又は地域・個人の生活をどのように位置づけるか」という質問に対して、女性では「仕事と家庭生活又は地域・個人の生活を同じように両立させる」ことが望ましいと考える人の割合が 42.8%と最も高くなっています。また、男性では「家庭生活又は地域・個人の生活にも携わるが、あくまでも仕事を優先させる」と考えている人が 43.9%と最も高くなっていますが、「仕事と家庭生活又は地域・個人の生活を同じように両立させる」と考える人の割合も 40.6%となっており、男女ともに 4 割を超える人が仕事と家庭・地域活動等をバランスよく行いたいと望んでいます。
- 厳しい経済状況の中で、男性においては、長時間労働の抑制や職場中心のライフスタイルからの転換が進んでいません。こうした男性の働き方は、心身の健康に悪影響を及ぼすとともに、女性の家庭生活の責任を重くしていることから、女性が社会において能力を十分に発揮したいと願っても、実現しにくい原因になっています。

<課題>

- 仕事と生活の調和憲章・行動指針に基づき、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現に向け、庁内の関係課と連携し、効果的な普及啓発を進めることが必要です。
- 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を推進するために、職場において育児・介護休業をはじめとする、仕事と生活の調和のための制度の定着を進めることが必要です。
- 働きやすい環境やネットワーク、保育サービスの整備など、社会の子育て環境の整備を進めて女性の就業継続を引き続き進めることが必要です。



第3-11図 家庭生活または地域・個人の生活の位置づけ

(資料：県民生活・男女参画課「平成22年度男女共同参画に関する県民意識・実態調査」)

施策の方向

(1) 仕事と子育て・介護等家庭生活との両立に関する普及啓発の充実

- ① 事業主に対して、子育て支援に関する制度の紹介や労働施策、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）についての普及啓発を推進します。
- ② 子育てや介護を社会全体で支援する環境づくりについて、理解を深める広報活動を推進します。
- ③ 男女それぞれの生き方や、人生の各段階におけるニーズにも対応して、あらゆる世代に向けて、多様な働き方を選べる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の必要性について普及啓発を行います。

(2) 仕事と生活の調和のための制度の定着

- ① 中小企業における就業規則の整備等に関する講習会の開催や個別相談を実施します。
- ② ライフスタイルに応じ、多様かつ柔軟な働き方が可能となるよう、短時間正社員制度、フレックス制度等を導入している企業の情報収集し提供します。

(3) 仕事と生活の調和を可能とする働きやすい環境の整備

- ① 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が図れるよう、働き方の見直しを進めるとともに、男性が家事、子育てなどの家庭生活に参画するための学習機会を充実させます。
- ② 子育て中の親が安心して子育てや仕事に取り組めるよう、子育てに関する負担の軽減や子育て世帯の孤立化の解消を図るため、気軽に利用できる支援拠点の整備や、地域の子育て支援団体等のネットワークづくりなどへの支援に努めます。
- ③ 子育て支援に関する制度や育児相談窓口の紹介など、さまざまな情報をホームページやメールマガジンなどを通じて提供します。
- ④ 多様化する保護者のニーズに的確に対応するため、さまざまな保育サービスの提供や施設・設備の整備を促進します。
- ⑤ 市町村が行う特別保育事業（夜間保育や病児病後児保育等）への取り組みを支援するとともに、保育所の延長保育や幼稚園の預かり保育を促進します。
- ⑥ 児童館や児童センター等を利用した放課後児童対策の充実に努めます。
- ⑦ 職員のニーズに即した次世代育成支援対策を計画的かつ着実に推進するため、山梨県職員子育て支援プログラムを推進します。

成果目標

項目	現 状 (H22)	成果目標 (H28)
子育て応援宣言企業数	95 企業	115 企業(H26)
「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」という用語の周知度	46.3%	100%
就業規則の整備等に関する講習会の開催回数	3 回	9 回(H24-H26)
ワーク・ライフ・バランスに取り組む企業の紹介	一回	10 回(H24-H28)
放課後児童クラブの実施クラブ数・利用人数	209 か所 7,870 人	224 か所(H26) 8,231 人(H26)
延長保育実施保育所数	139 か所	172 か所 (H26)

基本目標

IV

女性の人権と健康に 配慮した社会づくり

重点目標1

女性に対するあらゆる暴力の根絶

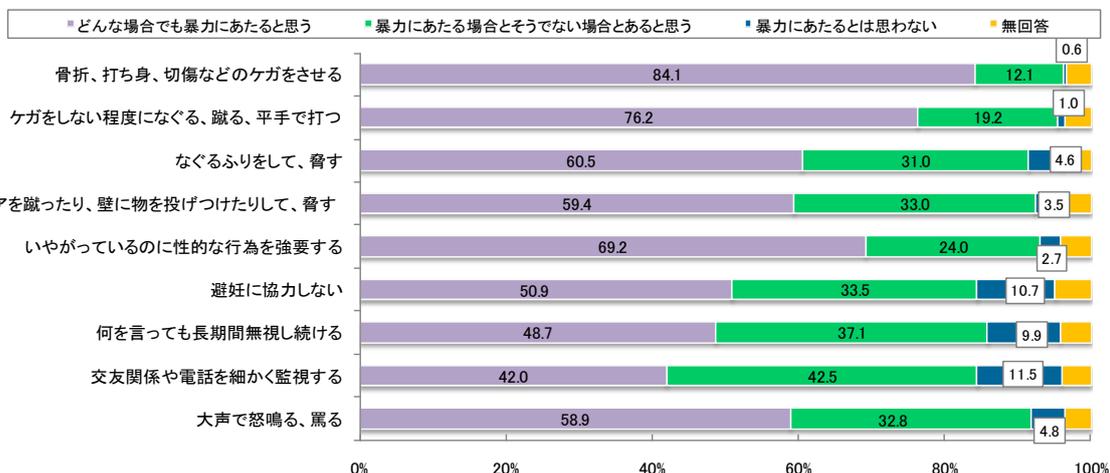
現 状 と 課 題

<現状>

- 県民意識・実態調査によると、現在配偶者がいる人及び過去に配偶者がいた人に対する、配偶者からの暴力の実態等については、女性の 37.1%に被害経験があり、そのうち「命の危険を感じたことがある」と回答した女性は 5.4%に上っています。また、夫婦間等の暴力の認識について、「何を言っても長時間無視する」「交友関係や電話を細かく監視する」「避妊に協力しない」などの精神的・性的暴力については、1 割程度の人が「暴力にあたると思わない」と回答するなど、身体的暴力に比べ、暴力の認識が低い状況です。

<課題>

- 平成 22 年度(2010 年)に、配偶者等や交際相手から受けた暴力(DV)について本県に寄せられた相談件数は 1,288 件で、平成 21 年度(2009 年)の 1.5 倍に増えています。
- 相談件数の増加は、相談機関についての認知度が上がり、潜在化していた被害が表面化するようになってきたことが要因と考えられますが、「山梨県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」に基づき適切な対応が図られるよう、今後とも、支援体制の整備を進めるとともに、関係機関や民間団体と連携した広報や啓発、研修などを通じて、一層支援を推進していく必要があります。
- 特に、インターネットや携帯電話の普及により、女性に対する暴力は多様化してきていることから、こうした動きに効果的に対応していくとともに、将来の「配偶者からの暴力」を未然に防止するためにも、若い世代に対して、暴力を許さない意識を形成し確立していくため、学校と連携した教育・啓発に取り組むことが必要です。



第3-12図 夫婦間の暴力と認識される行為

(資料: 県民生活・男女参画課「平成22年度男女共同参画に関する県民意識・実態調査」)

施策の方向

(1) 女性に対するあらゆる暴力の予防と根絶のための社会づくり

- ① 女性に対する暴力を許さない社会意識を醸成するための啓発活動を行います。
- ② 人権教育、男女平等教育の充実に努めるとともに、将来の暴力防止につなげるため若い世代への啓発に努めます。
- ③ 安全・安心なまちづくりを推進し、女性等に対する暴力の発生を防ぐ環境をつくります。
- ④ 性的犯罪に発展する恐れのある声かけ・つきまとい事案等に迅速に対応します。
- ⑤ 犯罪被害者相談窓口について周知を図るとともに、研修会等により職員の資質向上を図り、相談体制を充実していきます。
- ⑥ 関係機関と連携して犯罪被害者を支援していきます。

(2) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進

- ① 配偶者等からの暴力を許さない社会意識を醸成するための啓発活動を行います。
- ② 関係機関や民間団体等との連携により、被害者の発見、相談、保護、自立支援等を適切に行うとともに、同伴児童がいる場合には、心理的ケアや支援に努めます。
- ③ 配偶者暴力相談支援センターにおいて、被害者の人権に配慮した相談対応を行います。
- ④ 被害者の立場に立った厳正かつ適切な措置を講じます。
- ⑤ 職務関係者に対する研修を行います。

(3) 性犯罪被害者への支援と潜在化の防止

- ① 被害者が相談しやすい窓口として開設した「性暴力110番」について周知を図るとともに、被害者の立場に立った厳正かつ適切な措置を講じます。
- ② 性犯罪被害者に対する職員のカウンセリング技術の向上を図ります。

(4) 売買春への対策の推進

- ① 売買春事犯等の取締りを徹底するとともに、青少年非行防止のための啓発を行います。
- ② 関係機関との連携により、被害少年の適切な立ち直り支援と被害少年カウンセリング技能の向上を図ります。
- ③ 家庭関係の破綻、生活の困窮、性被害等、正常な社会生活を営む上で困難な問題をもつ女性への相談対応を行うなど、要保護女子の転落未然防止、一時保護、自立更生指導を行います。

(5) 人身取引への対策の推進

- ① 関係機関の連携に基づいて被害者を保護するとともに、被害者に対する援助を行います。
- ② トラフィッキング事犯（人身取引）の取締りを推進します。

(6) セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

- ① 企業におけるセクシュアル・ハラスメント防止について周知・啓発を行います。
- ② 県の職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策を推進します。
- ③ 学校におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策を推進します。

(7) ストーカー行為等への対策の推進

- ① ストーカー被害防止のための広報啓発活動を行います。
- ② ストーカー被害者の立場に立った厳正かつ適切な措置を講じます。

成果目標

項目	現 状 (H22)	成果目標 (H28)
夫婦間の暴力についての認識率	79.0%	100%
DV相談窓口の周知度	42.1%	70.0%

重点目標2

生涯を通じた女性の健康支援

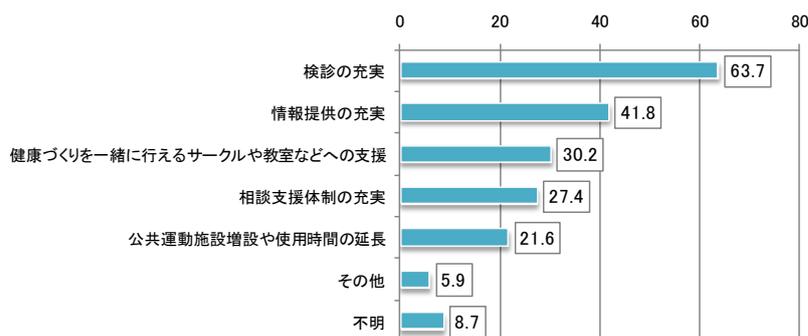
現 状 と 課 題

<現状>

- 本県では、周産期医療ネットワークの整備、女性特有のがん等の正しい知識と検診の普及啓発を行うとともに、HIV/エイズ、性感染症、薬物乱用の有害性についての、学校や地域等における正しい知識の普及啓発が進められています。
- 男女が互いの身体的性差を十分に理解し、相手に対する思いやりをもって生きていくことは男女共同参画社会の形成に当たっての前提であり、性差を十分に理解し、お互いの人権と性を尊重しながら、発達段階に応じた教育や啓発を始めとした、女性の健康支援を総合的に進める必要があります。

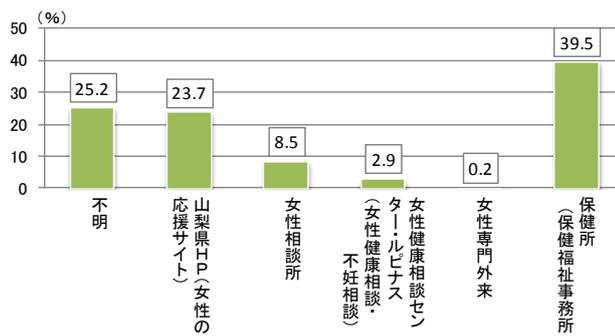
<課題>

- 特に女性は妊娠や出産をする可能性もあることなどから、男女の異なる健康上の問題に直面することを男女とも留意する必要があります。
- 健康に関して気軽に相談できる体制や安心して出産できるための保健・医療環境、性差に配慮した医療環境を整えていくことが必要です。
- 思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等人生の各段階に応じた健康支援の推進を図るために、性と生殖の健康・権利の概念等に配慮しつつ、情報や学習機会を提供していく必要があります。
- 健康をおびやかす問題（HIV/エイズ、性感染症、薬物乱用防止、喫煙・飲酒）についても、予防・防止対策や正しい知識の普及啓発を進める必要があります。



第3-13図 女性の健康づくりを推進するにあたり、山梨県に期待すること

(資料: 健康増進課「女性の健康意識に関するアンケート調査」)



第3-14図 山梨県で設けている相談窓口の認知度

(資料: 健康増進課「女性の健康意識に関するアンケート調査」)

施策の方向

(1) 生涯を通じた健康の保持増進

- ① 乳がん、子宮頸がんをはじめとする女性特有の病気を早期に発見して、早期の治療につなげるため、市町村が実施するがん検診推進事業の普及啓発に努めます。
- ② 生涯にわたるスポーツ活動を推進します。
- ③ 生涯を通して、相談等による心身の健康維持の支援を行います。
- ④ 県立中央病院の女性専門外来において、性差に配慮した医療を推進します。
- ⑤ 健康維持のため望ましい食習慣が定着するよう、バランスのとれた食生活を実践するための取り組みを推進します。（再掲）

(2) 妊娠・出産等における女性の健康支援

- ① 不妊治療に関する情報の提供や悩みなどの相談対応を通じて、不安等の解消に努めるとともに、不妊治療への相談の場を提供します。
- ② 妊娠、出産の安全性や利便性を確保する周産期医療提供体制を構築します。
- ③ 母子保健、産後のメンタルケア等、女性が心身ともに健康に過ごすことができるように相談に応じます。

(3) 生涯を通じた健康づくりの情報や学習機会の提供

- ① 性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）⁵を重要な視点として、女性の生涯を通じた健康づくりの情報や学習機会を提供します。
- ② 学校において、学習指導要領に基づき、児童生徒の発達段階に応じた性に関する指導を実施します。

(4) 健康をおびやかす問題についての啓発活動の充実

- ① HIV/エイズ、性感染症に関する正しい知識の普及啓発を行います。
- ② 薬物乱用防止のための広報・啓発活動を行います。
- ③ 喫煙等の健康被害に関する正確な情報を提供します。

成果目標

項目	現 状 (H22)	成果目標 (H28)
妊娠 11 週以下での妊娠の届出率	84.4%	90.0%
女性の健康に関する学習機会の提供（リプロダクティブ・ヘルス/ライツの学習機会）	3 回	20 回 (H24-H28)
薬物乱用防止教室を実施している学校の割合	中 58.2% 高 93.9%	中 60.0%(H25) 高 100%(H25)

⁵ 性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）

リプロダクティブ・ヘルスとは、人間の生殖システムが身体的、精神的、社会的に良好な状態にあること、
リプロダクティブ・ライツとは、子どもの数、出産間隔、出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができる基本的権利のこと。

基本目標

V

国際社会を視野に入れた 男女共同参画の促進

重点目標1

多様な文化の尊重と理解の促進

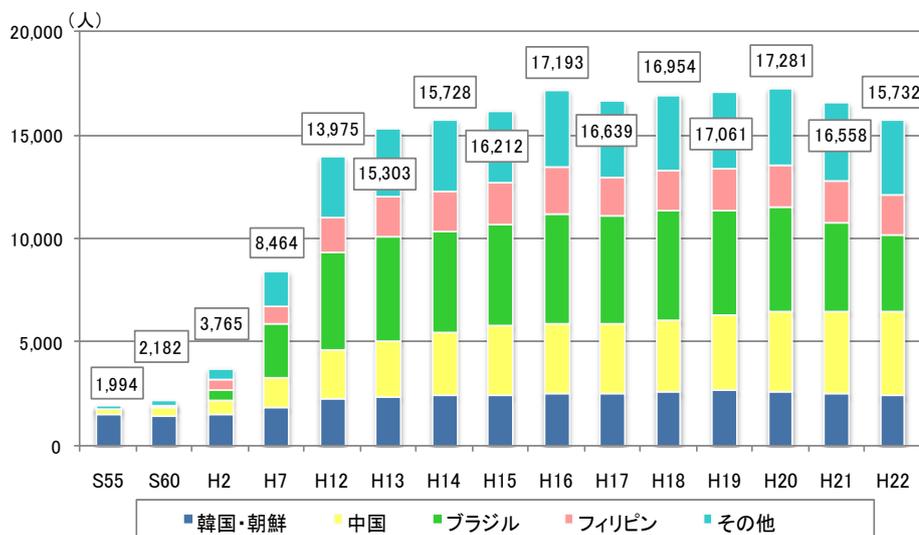
現状と課題

<現状>

- 男女共同参画推進に関する取り組みは、女子差別撤廃条約を始めとする各種条約や、平成17年(2005年)に開催された「北京+10」(第49回国連婦人の地位委員会)、平成22年(2010年)などの国際社会におけるさまざまな取り組みと密接な関係を有しています。
- さらに、平成22年(2010年)法務省登録外国人統計によると、山梨県の外国人登録者数は、平成22年(2010年)12月末現在、15,732人で県人口の1.82%を占めており、55人に1人が外国人住民です。また、平成22年度人口動態調査によると、本県の国際結婚件数は200件で、夫は日本人で妻が外国人という組合せが多くなっています。

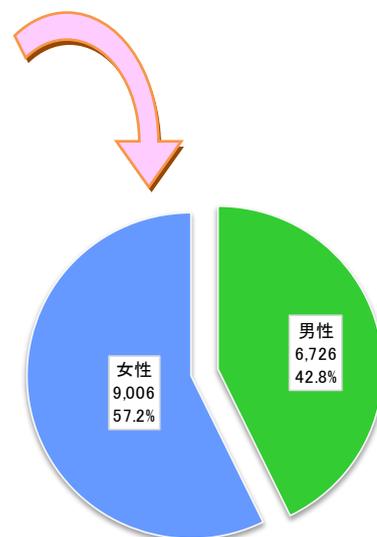
<課題>

- 国際社会での取り組みや経験を活用するとともに、諸外国における男女共同参画の取り組みについて理解することができる国際感覚豊かな人材を育てていくことが重要です。
- 国際化が進展する中で、国籍や民族を越えて互いの文化の違いを認め合いながらともに生きていく多文化共生社会を構築するために、地域社会の中で外国人住民と日本人住民が多様性を認め合い、相互理解を深め、快適な日常生活を送ることができる社会の実現に向けて取り組んでいく必要があります。



第3-15図 山梨県内の外国人登録者数の推移

(資料: 法務省「在留外国人統計」)



第3-16図
男女別外国人登録者数(H22)

(資料: 法務省「在留外国人統計」)

施策の方向

(1) 国際社会における取り組み等の情報収集、提供、施策への反映

- ① 男女共同参画に関する国際社会における取り組みの動向、成果等の情報を収集し、県民への提供に努めます。
- ② 男女共同参画についての国際的な規範・基準等について、施策への反映に努めます。

(2) あらゆるレベルでの国際交流や協力の推進

- ① 外国人住民と日本人住民とがともに多様性を認め合い、交流事業等によって相互理解を深め、快適な日常生活を送れるよう多文化共生社会の形成に取り組みます。
- ② 青年海外協力隊等の国際交流活動への推進に努めます。

成果目標

項 目	現 状 (H22)	成果目標 (H28)
国際的な情報の提供	2回	25回 (H24-H28)

成果目標一覽

「第3次山梨県男女共同参画計画」の成果目標(案)

基本目標	重点目標	No.	項目	単位	現況値		目標値	
					年度等	値	年度等	値
I 男女共同参画の意識改革を形成する	1 男女共同参画の視点に立った社会慣行の見直しと意識改革	1	「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考えに反対する人の割合を、賛成する人の割合より高める	ポイント	H22	5.1	H28	10.0
		2	「男女共同参画社会」という用語の周知度	%	H22	72.4	H28	100
	2 男女共同参画を推進し、多様な選択を可能とする教育・学習の充実	3	就業体験・医療体験・福祉体験等を実施している高校生の割合	%	H22	40.0	H26	45.0
		4	さまざまな知識や技能を持つ地域住民が学校や家庭、地域に貢献できるための仕組みづくりに取り組んだ市町村の割合	%	H22	96.3	H28	100
		5	キャンパスネットやまなし入学者数	人	H22	4,356	H28	6,000
		6	やまなし女性の応援サイトへのアクセス数	件	H22	709,537	H28	1,320,000
II 男女共同参画による豊かな地域社会づくり	1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	7	県の審議会等委員への女性の登用率	%	H22	37.4	H28	40.0
		8	管理的職業従事者に占める女性の割合	%	H17	11.0	H28	20.0
		9	男女共同参画宣言市町村数	市町村	H22	2	H28	5
		10	市町村男女共同参画計画策定率	%	H22	85.2	H28	100
		11	人材育成講座の実施回数	回	H22	5	H24~H28	25
	2 地域社会への男女共同参画の促進	12	自治会長に占める女性の割合	%	H22	1.6	H28	5.0
		13	地域防災リーダー養成講座受講者に占める女性の割合	%	H22	0.7	H28	30.0
		14	男女共同参画推進センターが新たに取り組む地域課題解決事業数	回	H22	—	H24~H28	18
		15	男女共同参画推進センターが新たに地域課題解決事業のために講師派遣を行う講座数	講座	H22	—	H24~H28	36
	3 男性、子どもにとっての男女共同参画の推進	16	男性の育児休業取得率(県職員)	%	H22	0.6	H26	5.0
		17	産前産後における出産・育児にかかる休暇を男性職員が5日以上取得する割合(県職員)	%	H22	35.2	H26	50.0
		18	父親の家庭教育参加の促進を図るため開催されるフォーラムへの参加人数	人	H22	1,614	H28	1,800
		19	企業向けの講演会への参加者数	人	H23	100	H24~H28	500
		20	メタボリックシンドロームの予防や改善のために適切な食事や定期的な運動を実践している人の割合	%	H21	29.4	H27	50.0(以上)
		21	乳幼児とのふれあい体験を実施している高校の割合	%	H22	83.0	H25	100
		22	子ども防犯教室の開催数	回	H22	10	H24~H28	65
	4 多様な人々が安心して暮らせる環境整備	23	いきいき山梨ねりんピックへの参加者数	人	H22	5,000	H26	5,000
		24	障害者訓練修了者の就職率	%	H22	49.4	H27	60.0
		25	母子家庭の母等の訓練修了者の就職率	%	H22	77.8	H27	85.0
		26	「ユニバーサルデザイン」という言葉の認知度	%	H22	64.0	H28	70.0
	5 活力ある農山村の実現に向けた男女共同参画の推進	27	議会推薦による選任女性農業委員数	人	H22	14	H28	27
		28	農村女性起業グループ数	グループ	H22	43	H26	50

「第3次山梨県男女共同参画計画」の成果目標(案)

基本目標	重点目標	No.	項目	単位	現況値		目標値			
					年度等	値	年度等	値		
Ⅲ	男女がいきいきと働くことができる環境づくり	1	働く場における男女の均等な機会と待遇の確保	29	山梨県男女共同参画推進事業者等表彰(事業者表彰)数	企業	H19 ~H23	11	H24 ~H28	20
				30	男女いきいき・輝き宣言企業登録数	企業	H22	66	H28	126
	2	女性の就労の場における活躍への支援	31	県在職者訓練におけるオーダーメイド型訓練の実施コース数	件	H22	9	H27	15	
			32	県離転職者訓練(施設内)修了者の就職率	%	H22	61.2	H27	80.0	
	3	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進	33	子育て応援宣言企業数	企業	H22	95	H26	115	
			34	「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」という用語の周知度	%	H22	46.3	H28	100	
			35	就業規則の整備等に関する講習会の開催回数	回	H22	3	H24 ~H26	9	
			36	ワーク・ライフ・バランスに取り組む企業の紹介	回	H23	—	H24 ~H28	10	
37			放課後児童クラブの実施クラブ数・利用人員	か所 人	H22	209 7,870	H26	224 8,231		
38	延長保育実施保育所数	か所	H22	139	H26	172				
Ⅳ	1	女性に対するあらゆる暴力の根絶	39	夫婦間の暴力についての認識率	%	H22	79.0	H28	100	
			40	DV相談窓口の周知度	%	H22	42.1	H28	70.0	
	2	生涯を通じた女性の健康支援	41	妊娠11週以下での妊娠の届出率	%	H22	84.4	H28	90.0	
			42	女性の健康に関する学習機会の提供(リプロダクティブ・ヘルス/ライツの学習機会)	回	H23	3	H24 ~H28	20	
			43	薬物乱用防止教室を実施している学校の割合	%	H22	中 58.2 高 93.9	H25	中 60.0 高 100	
Ⅴ	参画の促進	1	多様な文化の尊重と理解の促進	44	国際的な情報の提供	回	H22	2	H24 ~H28	25